

令和8年2月10日宣告

令和6年（わ）第275号 住居侵入、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

判 決  
主 文

被告人を懲役13年に処する。

未決勾留日数中360日をその刑に算入する。

大津地方検察庁で保管中の包丁1本（同庁令和6年領第1170号符号1）及び包丁1本（同号符号2）を没収する。

理 由

**【罪となるべき事実】**

被告人は、

- 第1 正当な理由がないのに、令和6年2月26日午後2時頃、滋賀県東近江市a町b番c号所在のdアパートe号室A方に玄関から侵入し、同人（当時35歳）に対し、殺意をもって、その頸部を包丁（刃体の長さ約18.5センチメートル。大津地方検察庁令和6年領第1170号符号1）で複数回突き刺し、よって、遅くとも同日午後6時48分頃までの間に、同所において、同人を右内頸静脈損傷に基づく失血により死亡させ、
- 第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、同日午後2時頃、前記場所において、前記包丁1本（同号符号1）及び包丁1本（刃体の長さ約12.1センチメートル。同号符号2）を携帯した。

**【弁護人の主張に対する判断】**

- 1 弁護人は、本件各犯行当時、被告人には完全な責任能力が備わっていなかったと主張する。
- 2 被告人の本件各犯行当時の精神状態に関して、捜査段階のみならず起訴後においても鑑定人として精神鑑定を行ったB医師は、持続性抑うつ障害（気分変

調症)のほか、公判期日までの各鑑定資料からは離人感・現実感消失症と診断でき、度々「身代わりの人格」が出現した等との表現でその当時の精神状態を訴える被告人の公判供述を踏まえれば解離性同一性障害(解離性同一症)の可能性も否定されない旨述べた。また、本件各犯行への影響については、被告人には自己中心的で他罰的なパーソナリティ傾向が形成されていたこと、本件各犯行当時は希死念慮を伴う慢性的な抑うつ状態にあったこと、居住するアパートの他の住人(ベトナム人)らとの騒音トラブルにつき、ベトナム人同士で結託して嫌がらせをしていると考えるようになり、実効的な対策をせず、被告人に退去を求めた管理会社の対応を理不尽なものを受け止め、居室から退去すべき日までに自殺する以外の道はなく、被害者を殺害するという大罪を犯すことで自殺するほかない状況に自らを追い込むことを考えるようになったこと、被害者の殺害を決意したその時に、強い葛藤状況から自分自身の精神(自我)を保護するために解離(あるいは被告人が述べる「身代わりの人格」)が出現したと考えられることを説明した上で、犯行動機は被告人の物の考え方の範囲内で理解でき、被告人の考えとしてつじつまが合うこと、犯行時に解離状態が出現しているが、その間も一貫して被害者殺害の目的に沿って行動していることから、自我防衛のための解離現象であって、病的意義は乏しい旨述べた。

B医師は、精神科医として鑑定意見を述べているところ、その公正さや能力に疑いを生じさせる事情はなく、被告人との多数回の面接や心理検査の結果に加えて、被告人が面接後に書いたというノートの内容や公判廷での被告人供述も踏まえ、一般的な診断基準を用いていることから明らかなように、判断資料や鑑定手法にも問題はない。したがって、専門家としてのB医師の意見を十分に尊重した上で被告人の責任能力を検討する必要がある。

- 3 不満や恨みを募らせていた騒音トラブルの相手方を殺し、自分を追い込んで自殺するという目的を達成しようとした犯行動機は、自己中心的で他罰的なパーソナリティ傾向をもつ被告人においては、正常な思考(被告人の物の考え

方)の範囲内で生じ得る。事前に牛乳パックで鞆を作り、その鞆を付けた包丁2本を携帯して被害者居室を訪問して殺害に及んだことや、自殺までの時間稼ぎのために発覚を遅らせようとして、被害者の遺体を洗面所に隠し、被害者居室の玄関施錠後にチェーンを掛け、被害者使用自動車を移動させて不在を装うためにその鍵を探すなどしたことは、それ以前に被告人が繰り返していた想像と変わらない内容で、そのような行為が一貫して実行されている。被害者を殺すことによって自殺せざるを得ない状況に自分を追い込むと考えていたことや、犯行当日に殺害実行を躊躇し、騒音トラブルについて話し合いができれば殺すのをやめようとも考えていたことなどからも、被告人は自己の行為が違法であることは十分に理解していたといえる。本件各犯行それ自体も、他罰的な面を有する被告人の元来のパーソナリティ傾向と離れた異質なものとはいえない。被告人が感じていた離人感は、騒音トラブルなどにより強度のストレスをため込んだ末の、個々の外的なストレス要因に対して自分自身を守るための防御反応として理解できる。被告人の精神状態についてのB医師の説明は、いずれも納得できる内容であるから、その鑑定意見を信用しない理由はない。

ゆえに、被告人について、本件各犯行当時、精神上の障害が存在したといえるが、責任能力(善悪判断能力、行動制御能力)について、低下していたとしてもその程度は著しくない。

- 4 弁護人は、被告人が述べる「身代わりの人格」の行動については記憶がない部分もあり、被告人が「身代わりの人格」をコントロールすることは著しく困難だった旨主張するが、作成した記憶がないという鞆を犯行時まで保管して使用し、犯行時も「身代わりの人格」の行動を見てただけで止めようとしたとほうかがわれない。被告人は、防御反応として出現した「身代わりの人格」を、そもそもコントロールすべき対象として認識しておらず、被告人の意図に沿うものとしてむしろ受け入れていたといえるから、「身代わりの人格」をコントロールするのが困難な状態にあったとみることはできない。その余の弁護人の

主張を考慮しても、上記判断は左右されない。

- 5 したがって、被告人は、本件各犯行当時、責任能力が低下していたとしてもその程度が著しいものではないという意味で、完全責任能力があったと認められる。

#### 【量刑の理由】

被告人は、不満や恨みを募らせていた騒音トラブルの相手方（被害者）を殺し、自分を追い込んで自殺するという目的を達成しようと考え、被害者居室に赴いて、首を複数回包丁で刺して殺害した。この犯行態様が危険性が高く、強い犯意に基づくものであることは明らかである。被告人に解離症状があり、犯行時に記憶がない部分が存在するが、犯行以前の準備や犯行直後の時間稼ぎに向けた行動など、一定の計画性があった。被害者死亡という結果が重大であることは当然である。被害者の妻は来日して裁判に参加し、突然夫の命が奪われたことについて深い心痛と厳しい被害感情を述べている。

被告人は、希死念慮を伴う慢性的な抑うつ状態にあった中、長年にわたりアパートのベトナム人の住人らとの騒音トラブルを抱えて孤立していた。公的機関や管理会社へ相談したり、アパート内の当時の住人らと話合いの場を設けたりするなど、被告人なりの努力はあったが、適切な解決には結び付いておらず、他の住人との意思疎通に関して言語の違いによる困難もあったと推察される。自殺という目的を達成するために騒音トラブルの相手方を殺害するという動機は、他人を巻き込む身勝手なものであるが、このような犯行動機が形成されたのは被告人の精神障害が影響していたといえる。その限りで一定の考慮をすべきである。

被告人は、当公判廷において、本件各犯行の大部分につき、「身代わりの人格」が行った、記憶にないところも多い、などと述べる一方で、被害者遺族の心情や処罰感情を聞き、人の命を奪ったことにつき一応の反省の弁を述べている。被告人は、「身代わりの人格」について、恥をかきたくないとの思いからこれまで長年にわたり隠してきたが、今回裁判にあたって説明するようになった旨述べるところ、自己

と向き合いその精神症状について必要な治療を受ける意欲として更生に繋がる事情とも評価できる。

以上の諸事情を考慮し、「殺人罪、単独犯、凶器等は刃物、前科なし」事案に加え、「殺人罪、単独犯、動機は怨恨、前科なし」事案の量刑傾向を参考にして、主文の刑期を定めることが相当であると判断した。

(検察官の求刑－懲役16年の実刑、主文同旨の没収)

令和8年2月13日

大津地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 谷 口 真 紀

裁判官 青 木 崇 史

裁判官 松 倉 梨 香